

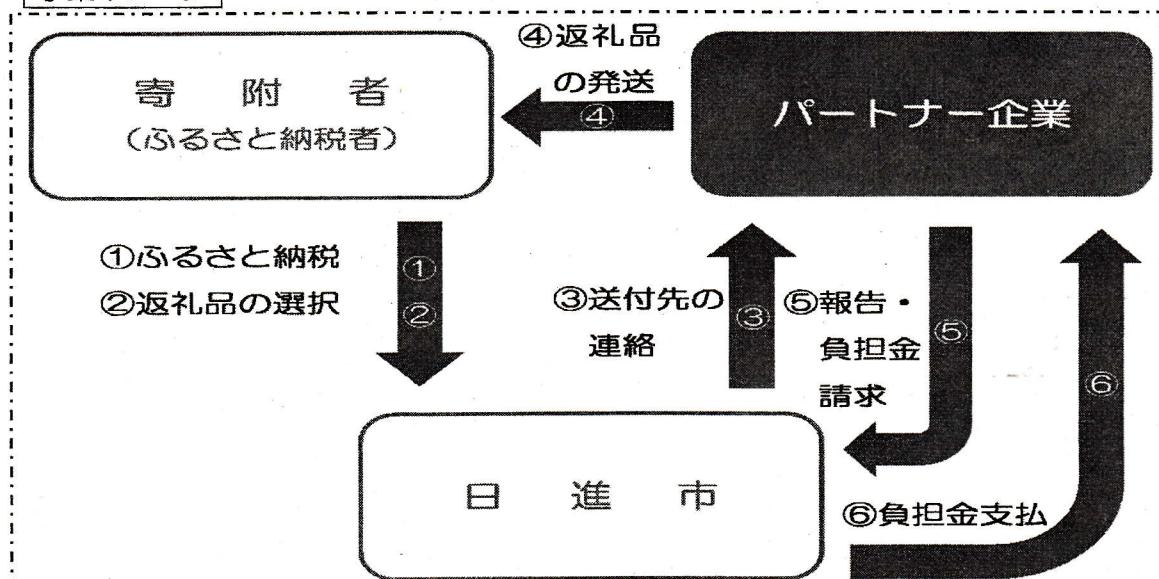
# 平成28年4月より 日進市もふるさと納税制度を始めます 日進市ふるさと納税の返礼品提供にご協力ください！！

**ふるさと納税制度とは** 個人の方が、応援したい自治体に寄附された場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税を合わせて全額控除される仕組みです。

**内容** 平成28年4月より、本市にふるさと納税をされた方に対して、地元特産品など（以下「返礼品」といいます。）を進呈することとしました。そこで、本市と協働して返礼品を提供していただける企業（以下「パートナー企業」といいます。）を募集します。

**提供時期** 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 事業イメージ



## 返礼品

市内で製造・販売されている商品、栽培等されている農水産物等で、本市の魅力を体感できるものを想定しています。

※単品のみならず複数の商品の詰め合わせや、季節限定のもの、体験型のサービスなどでも結構ですので、幅広くご検討ください。

## 特典等

◎企業名や商品名等を市がPRします。

◎返礼品発送の際に自社商品の販売促進・PRを行うことができます。

## 申込み要件

市内に事業所がある法人又は個人の方で、申込時に市税の滞納がないことが要件です。

○ 関心を持たれた企業様には、詳しくご説明させていただきます。  
一度、お電話にてお問合せください。

**お問合せ先**  
日進市蟹甲町池下268 日進市 総務部 財政課 担当 鏡味・志知  
電話 0561-73-7111 (内線333) FAX 0561-73-6845